

○経済産業省告示第七十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月七日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p>	<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p>

---

イウチ 「略」

リ クリミア自治共和国及びセヴァスト  
ポリ特別市のロシア連邦への「併合」又  
はウクライナ東部の不安定化に直接関与  
していると判断される者並びにロシア連  
邦による「編入」と称する行為に直接関  
与していると判断されるウクライナの東  
部・南部地域の関係者と判断される者と  
して外務大臣が定めるもの（国際平和の  
ための国際的な努力に我が国として寄与  
するために講ずる資産凍結等の措置の対  
象となるクリミア自治共和国及びセヴァ  
ストーポリ特別市のロシア連邦への「併

---

イウチ 「略」

リ クリミア自治共和国及びセヴァスト  
ポリ特別市のロシア連邦への「併合」又  
はウクライナ東部の不安定化に直接関与  
していると判断される者並びに「ドネツ  
ク人民共和国」（自称）及び「ルハンス  
ク人民共和国」（自称）関係者と判断さ  
れる者として外務大臣が定めるもの（国  
際平和のための国際的な努力に我が国と  
して寄与するために講ずる資産凍結等の  
措置の対象となるクリミア自治共和国及  
びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦  
への「併合」又はウクライナ東部の不安

<p>合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）</p> <p>ヌヨ 「略」</p> <p>二五 「略」</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）</p> <p>ヌヨ 「略」</p> <p>二五 「略」</p>
---	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。